

長崎女子高等学校

文化部活動の在り方に関する基本方針

はじめに

- 文化部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって文化に親しむ能力を育て、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。

1 基本方針の趣旨等

- 本校の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、適切な休養日及び活動時間を設定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- 校長は、毎年度の「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- 文化部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、文化部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の文化部を設置する。また、各文化部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正をする。
- 校長は、文化部顧問が適切な文化部活動運営に関する知識や方法の習慣をできるよ配慮する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化部の指導者（顧問や外部指導者）は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 校長及び文化部顧問は、熱中症事故防止等について万全の対策を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

- 本校は、原則として、週当たり1日以上休養日を設ける。
- 本校は、1日の活動時間を、原則として平日は2時間程度、学校の休養日は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、適切な活動時間を設定することもできる。
- 大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しなように計画し、生徒が休養を十分とることができるようにする。
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部の設置を検討する。

(2) 地域との連携等

- 校長は、学校や地域の実態に応じ、各種団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域の持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進めるとともに、社会教育活動への学校施設の開放を推進する。また、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、各文化部が参加する大会等や行事、催し等を精査する。

終わりに

- 本校における効果的な指導を行うに当たっては、長崎県が策定したガイドライン「体罰の根絶に向けて ー指導力のさらなる向上を図るためにー」についての内容を遵守する。